

確定申告も「悩んだら民商に相談」と広げよう！

つなごうマルシェ 笑顔花咲く大盛況

2月2日(日)愛商連婦人部協議会主催の「第7回いりやあせ！いこまい！つなごうマルシェ」が開催され279名が来場(過去最高)し、買い物や出店者との交流を楽しみました。

ハンドメイドのカバンやアクセサリ、レストランや中華料理店の総菜など47店舗が並び、加藤三重子愛婦協会長あいさつ、遠山さんの開会宣言でにぎやかにスタート。愛商連の商フェスに続いて、出店した北部民商の柳澤さんも、色とりどりのトートバッグ、弁当袋を机いっぱい並べてアピール。お客さんや、他の出店者からも「すごく丁寧に作ってありますね」「私も袋を作るので、苦労がよく分かります」などと声がかかりました。「あとで名刺交換を」と交流が生まれていました。福井民商婦人部からも、出店があったり、大阪の民商婦人部が遊びにきたり、年々広がっています。マッサージや、己書作成などの体験



お客さんと対話する柳澤さん

セクシャルハラスメントと企業の責任

弁護士 村上 光平(名古屋北法律事務所)

企業におけるセクシャルハラスメント(以下、セクハラ)は、単なる労働環境の問題にとどまらず、企業の社会的責任とも直結しています。男女雇用機会均等法では、企業は職場でのセクハラ行為を防ぐための適切な対策を講じなければならないとされ、企業の社会的責任が明記されています。

労働契約法第5条に基づき、企業は労働者の安全な就労環境を確保する責任を負っており、セクハラ防止はその一環として重要な課題です。セクハラが発生した場合、企業は迅速かつ公正な調査を行い、必要な場合には懲戒処分を科さなければなりません。この際、企業が従業員に懲戒処分を科するためには、就業規則により懲戒規程が定められている必要があります。また、懲戒処分の内容を選択する場合には、比例原則に反しないよう、適切な選択も求められます。企業として就労環境の整備や、発生した問題への対応する場合には、事前に弁護士等の専門家へ相談しておくことがおすすめです。企業内でセクハラが放置された場合、労働者の心理的負担や就労意欲の低下だけでなく、企業の社会的信用にも大きな損失をもたらします。さらに、企業の対応が遅れたり、不十分であったりした場合、被害者から企業への損害賠償請求や訴訟に発展することがあります。

定額減税に関する記入上の注意点

民商の自主計算パンフ46～47ページの記入例②でも解説しています。

- 1, 申告書第一表の④に対象となる人数と金額(人数×3万円)を記入
- 2, 申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入し、定額減税対象者は「その他」の欄に数字の「2」を記入

もし、記入をせずに、定額減税を引く前の税額で申告した場合

確定申告期限内・・・「修正申告」 確定申告期限後・・・「更正の請求」で還付させる

* 令和6年分の申告だけの制度ですが、注意しましょう。第二表の事業専従者の欄も忘れずに記入を